

第
4628
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年12月10日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ がん保険の保険料

Q：私は今年、自分を被保険者とするがん保険に加入しました。この保険料は、生命保険料控除の対象となりますか？

A：生命保険料控除の対象となります。

【解説】

生命保険料控除の対象となるのは、生命保険会社の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものに係る保険料です。

おたずねの「がん保険」は、被保険者ががんに罹患した場合に一定の保険金を支払うものですので、医療費等支払事由の一つである「疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態」に基因して保険金等が支払われるものと認められます。

したがって、おたずねの「がん保険」の保険料については、生命保険料控除の対象となります。

なお、「がん保険」の契約が平成23年12月31日以前に締結したものは旧生命保険契約等、平成24年1月1日以後に締結したものは介護医療保険契約等に該当しますので、今年の契約ということでしたら、介護医療保険契約等にかかる保険料として、生命保険料控除の計算をすることになります。

